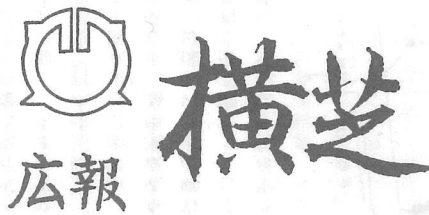


横芝町の人口と世帯

<6月1日現在>

人口	13,384人 (+11)
男	6,496人 (-7)
女	6,888人 (+18)
世帯数	3,416 (+10)
( )内は前月比	



六月議会

九千三百九十四万円補正

うち道路整備に五千万円

六月二十二日から開かれた定例議会で町道の整備を主とした五十一年度補正予算ならびに、地方税法の改正に伴う町税条例の改正等を含む九議案が提案され各案件と

も原案どおり可決されました。▼横芝町税条例の一部を改正する地方税法の改正に伴って、昭和五十一年度の住民税、固定資産税



並びに軽自動車税の税率改正を主とした内容の横芝町税条例の改正が行われました。

▼国保条例の一部改正

昭和五十一年度の国民健康保険条例の一部改正が行われ課税の限度額を十二万円から十五万円に引上げたほか、所得割、資産割、均等割、平等割等の税率の改正が行われました。また、課税の要因である被保険者の年度途中の移動の扱いが一部改正されました。この改正では、今までは社会保険から国保・国保から社会保険へと移動した場合、社会保険の本人については月割で税の増減が行われましたが、今年度分からは年度途中の移動(出生・死亡・転出入・社保加入脱退等)についてもすべて月割で税の増減が行われることになりました。

▼横芝町文化財保護条例の改正

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴って、町の文化財保護条例の全面改正が行われました。

▼消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴って、補償基礎額の引上げなどが行われました。

▼横芝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給条例の一部改正

非常勤消防団員等公務災害補償

等共済基金法施行令の改正に伴い団員の処遇改善の一環として退職報償金の額が引上げられました。

▼横芝町土地区画評価審議会条例の一部改正

町が土地区画の取得及び処分等の調査及び審議について充実を期するために委員の数を四十九名に増員し、学識経験者のほかに議員議員を加えるもの。

▼五十一年度一般会計補正予算

本年初めての補正で九千三百九十四万九千円の追加が行われ、一般会計予算は十億七千五百二十四万九千円となりました。また、今回の補正では、国の景気浮揚対策の一環として臨時の市町村道整備事業債四千二百四十万円が認められたため、町道の整備費に五千四百三十三万円が補正されました。この他には町営野球場設備工事に一千万円などが追加補正されました。

▼人権擁護委員の推せん

六月三十日をもって任期満了となった平山喜代次氏(北清水六二一三番地)の再任することについて議会の同意を求めた結果、同氏を再び町の人権擁護委員として推せんすることにきました。

この他に、上塚小学校校舎増改築及び併行防音事業について、五十年分歳出未了分を五十一年度へ通次繰り越して使用するための繰越計算書の報告がありました。

# 果樹基本調査に

## ご協力下さい

### 一 アール以上の樹園地が対象

近年果実の生産は、食生活の上による需要の増大と農業者の旺盛な生産意欲により順調な伸びを示しています。

しかし、今日では果実の種類によつては、いまままでのように生産が増え続きますと需給関係に問題を生ずるものも出て来ることが懸念されます。そこで、全国的に果樹生産の実態を調べ、今後の果樹農業の振興と経営の改善を図るために果樹基本統計調査を行うこととなりました。

一、調査対象果樹と調査範囲  
この調査の対象とする果樹は、永年性作物であつて、その果樹が食用に供されるものを対象とします。

調査の範囲は、一九七五年農業センサスの結果において、果樹面積の合計が三ヘクタール以上の市町村の区域について行います。

### 二、調査対象

果樹園を経営している果樹栽培農家及び果樹栽培農家以外の果

実の販売を主たる目的として果樹園を経営する果樹協業経営体等を調査対象とします。

### 三、調査方法

調査は、農林省―県―市町村の組織で実施し、果樹栽培農家については、調査員が果樹協業経営体等については、指導員が面接調査によつて行うことになつていきます。

### 四、調査事項

(一)世帯員の果樹作への従事状況  
(二)果樹園地の分散状況  
(三)果樹種類、品種別、樹齢別の栽培面積、植栽本数、収穫の有無  
(四)出作状況  
(五)出荷状況

# 自治功勞の伊東氏に 勲五等瑞宝章



者として屋形南の伊東巖さん(七十一歳)が栄えある勲五等瑞宝章を授章いたしました。

伊東さんは、昭和二十二年旧上堺村農業協同組合理事を振り出しに町議会議員・同議長・及び横芝町長等を歴任し、二十有余年公職にあり、終始一貫地方自治振興発展に貢献された功績に対し贈られたものです。

# 千葉県統計図表 コンクール

このコンクールは、県民に対する統計思想の普及向上と統計の表現技術の研さんに資することを目的とし、千葉県と県統計協会が主催します。応募資格は、小学生以上の生徒、又は学生及び一般と広く呼びかけています。図表の課題は自由です。ただし、小学生は本人の観察記録とします。応募作品の提出は、九月八日までに各市町村統計主管課(横芝町は企画課)

を通じ、県統計課に提出します。入選発表と表彰は、十月中旬に行います。なお、上位入選作品から五点以内を全団コンクールへ出品します。統計はいまや我々の日常生活にとつてかかせないものとなりつつあります。県民の皆さんの多数参加を希望します。材料企画等詳細については、千葉県企画部統計課企画指導係(電話千葉二三二二二六〇一九)に照会ください。

1日でご家族の安心を!!

昭和51年度・8月31日まで市町村で受けつけます。

交通災害共済会員募集

# 行政書士試験

昭和五十一年千葉県行政書士試験が次の要領で行われます。  
試験日時及び場所  
日時・51年8月22日午前9時から正午まで

場所・千葉市松波2-22-48

県立千葉商業高等学校

受験書類の提出先及び期間

提出先・千葉県総務部文書課

提出期間・51年7月19日から51年8月10日まで

受付時間・月・金曜日午前9時から午後5時、土曜日午前9時から正午まで

試験方法及び試験科目

方法 筆記試験

科目 (1)行政書士の業務に関し必要な法令、(2)一般常識、(3)作文受験資格及び提出書類

資格・(7)学校教育法による高等学校卒業業者及び同法五十六条第一項に規定する者。(4)国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して三年以上になる者。(5)知事が(4)に掲げる者と同以上の知識及び能力を有すると認めたる者。

のいずれかに該当する者

提出書類 出身高等学校の卒業証明書又は大学入学資格証明書

受験者の勤務した官公署の長の発行した勤務経歴証明書、知事の受験資格認定通知書のうちいずれか一通。

受験願書一通。履歴書一通。写真二枚(上半身脱帽正面向き)

問い合わせ先、千葉市市場町一番一、電話〇四七二二二一六〇

係、電話〇四七二二二一六〇

# 第二十六回

## 社会を明るくする運動

— 七月は強調月間 —

### 一、趣旨

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪、非行の防止と犯罪、非行に陥った人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を建設しよう

に軌道に乗り、かなりの成果をあげてきた。しかしながら、最近では中・高校生や女子少年による非行が増加し、低年齢層の少年を中心に再び非行は増加の気配を示している。しかも、これらの非行は、急激な社会・経済の変動にともな



とする全国的な運動です。

### 二、重点目標

青少年の非行防止活動の推進  
青少年の非行防止が、本運動の重点目標としてとりあげられてからかなりの歳月がすぎた。この間地域住民と関係機関・団体との連携による非行防止活動は、次第

う価値観の多様化、情報のはん濫などの世相を反映して、ごく普通の家庭の少年による非行が増加するなど、その一般化傾向が顕著となり、内容的にも従来からの悪質凶悪な非行に加えて、集団万引や自動車窃盗、暴走族集団の対立抗争事件、シンナーの吸引、性の

逸脱行動等の、いわゆる遊び型や逃避型の非行が増加しておりますことに憂慮すべき状況にある。

次代をになう青少年の非行を防止し、その健全な育成をはかることは、関係機関、団体はもとより国民すべてにかけられた責務であることを自覚して、それぞれの立場において非行を誘発する諸要因の除去に努める等実情に即した諸

## 離婚後も婚姻中の氏がなれます

三ヶ月以内に届け出をして下さい

民法等の一部が改正され、六月十五日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三か月以内に所定の届出書（役場の住民課にあります）により届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することが出来ます。

また、この法律の施行前三か月以内（本年三月十五日以降）に離婚した人で、すでに婚姻前の氏にまどつている人も、本年九月十五日までに届出をすれば婚姻中に称していた氏を再び称するそとができます。

このほか、死亡届の届出人について従来の届出義務者（同居の親族、その他の同居者、家主・地主又は家屋若しくは土地の管理人）のほか、同居していない親族も届

活動を更に強力に推進する必要があります。

今回の運動は、このような観点から、国民一人ひとりの理解と参加のもとに、青少年の非行防止と非行に陥った者の更生に力をつくし、明るい社会の実現を期そうとするものである。

三、期間（強調月間）  
昭和五十一年七月中

「社会を明るくする運動」は、年間を通じて実施することとし、七月は強調月間とする。

四、主唱 法務省  
五、主催

第二十六回「社会を明るくする運動」千葉県実施委員会  
横芝町でも、本運動を展開します。町民の皆様の積極的な参加をお願いいたします。

示談が成立した場合の書類などいろいろありますので係にご相談ください。

## 交通事故と医療

保険を使うときは

届け出をして下さい

交通事故の傷害にあい、国保で治療を受けるには、いくつかの条件や手続きがあります。

●加害者から現実に治療費を受けとつていれば、国保の保険診療を受けることはできません。

●「第三者の行為による傷害届」を提出しなければなりません。

これが、加害者にあとで、立替えた分を返還してもらおう大切な資料となります。

●そのほか、警察の事故証明書や

自動車事故にあつたときの心得  
①警察に必ず届け、事故現場の状況や証拠を確かめてもらい事故証明書をもらう。

②加害者の免許証なり自動車損害賠償責任保険の保険証を見せてもらい、相手の身元を確認する。

③悪質なドライバーは逃げる場合があります。できれば車のプレートナンバーをおぼえておくこと。少なくとも形・色・大きさなどは記憶にとどめる。

④現場を目撃した人に証言をたのみ、住所・氏名・連絡先をきいておく。

●示談は慎重にしてください。けつしてめくら判をおさないこと。いったん承諾の判をおしてしまえば、あとでやり直しはできません。

# 夏の交通事故防止運動

## 家庭でも安全教育を

(七月一日から八月二十日)

もうすぐ夏休みです、この時期は毎年交通事故が多く発生しています。そこで県では、来る七月一日から八月二十日まで「夏の交通事故防止運動」を実施します。

この運動は、県民のすべてに正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、交通環境の整備促進を図り、交通事故をなくすことを目的としています。

特に次のことを重点として運動を展開しますので、みなさま方の御協力をお願いします。

### 一、歩行者の事故防止

歩行者の中でも、こどもと老人の事故は依然として多く発生しています。正しい歩き方や横断のしかたなどについて、家庭ではお母さん方が中心となって交通安全教育を行い地域では実情にあった地域ぐるみの交通安全教育を行うようにしてください。

### 二、安全運転の励行

夏の行楽シーズンは車が渋滞し無理な追越しをしたり、過労運転飲酒運転等による事故が多発する時期です。あせりや気のゆるみが事故を起こします。安全運転に心がけるよう注意してください。

### 三、自動二輪車の事故防止

高校生による自動二輪車の事故が目だっています。自分の体や技術にあった自動二輪車を選び、正しい服装で、ヘルメットは必ず着用し、安全運転に努めてください。

## 年金の免除申請は

### 忘れず七月中に

本年四月分から来年三月分までの国民年金保険料を経済的な理由で、どうしても納めることが困難なために、保険料の免除を受けた方は七月中に役場住民課国民年金係まで印鑑を持参し、手続きをして下さい。

また、保険料免除の要件は①所得がない。②被保険者やその世帯の人が生活保護法の医療扶助やらい予防法の援助を受けているとき③保険料を納めることが大変困難であるときなどです。

## 「地域食品認証制度」スタート!



県では、本年三月から地域食品

認証制度をスタートさせました。

これは、地域食品について品質の改善や表示の適正化を促進していくため、県が特定の地域食品(現在、豆腐、油揚げ、納豆、こんにやくの四品目)について、製造や保管の施設、品質管理、品質及び表示などの基準(認証基準)を定め、この基準に適合すると認められた場合、当該事業者の認証を行っていることとするものです。

こうして、認証を受けた事業者は、その製品の容器、包装等に、「認証マーク」を付けて販売できることになり、消費者は、このマークによって商品選択の目安とすることができるようになります。

現在、制度の普及に努めており遅くとも、この秋には認証マークの付いた食品(認証食品)が出回る見通しで、関係方面から多くの期待と照会が寄せられています。

## 所得税の納期は

### 七月三十一日です

所得税第一期分の納期限は七月三十一日です。忘れずに期限内に完納しましょう。

振替納税を御利用の方は金融機関が納税の手続きをしますから、第一期分の税額に見合う預金残高をお確かめください。

## 水難事故の

### 防止

◎振替納税を利用していない方はさきに税務署からお送りしました納付書で期限に遅れないよう、もよりの銀行・郵便局または税務署で納税をすましてください。

▽子どもが水遊びや魚とり、海水浴に行くときは、必ずおとながいつしよに行く。

▽近くに危険な場所があるときはサクやフタをとりつける。

▽危険な場所で遊んでいることも見かけたときは、進んで声をかけてやめさせる。

▽万一、友だちに事故があった場合は、近くの人に急を知らせるよう、ふだんから教えておく。

▽準備体操をじゅうぶん行ってから海へ入る。

▽お酒を飲んだ直後、海にははいらない。

▽水泳禁止区域には絶対に入らない。

千葉県は、まわりを海や川で囲まれ、水にはたいへん恵まれています。それだけに、川や海での水の事故が多発しています。

次のことを守って、水の事故のない楽しい水のシーズンを送りましょう。

## 年金相談コーナー

### 死亡一時金のこと

問 国民年金の死亡一時金は、いくらで、どんなときに受けられますか。

答 死亡一時金は、残された遺族の生活を保障する目的から、積み立てた保険料を葬祭費として還付する趣旨のもので、三年以上保険料を付けている被保険者が死亡したときに、その遺族(配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹)に支給されます。その額は、保険料納付済期間

に応じて次の通りです。  
3年以上15年未満 一万七千円  
15年以上20年未満 二万一千円  
20年以上25年未満 二万八千円  
25年以上30年未満 三万六千円  
30年以上35年未満 四万四千円  
35年以上 五万二千円  
なお、付加保険料を納付した期間が三年以上ある人には、その納付済期間に応じて、それぞれ前記の額の半額が加算されます。

# 横芝の碑

(その四十五)

## 子供達の天神様

鎮守様等の山道の端や森陰には鎮守様とは全く別の神様をお祭りした木や石の祠が建っています。中には、次第に参詣する人が無くなり、何時か草群に没してしまふものも見受けられます。そうした祠の一つに天神様があります。

天神様は、天の神、あまつがみを称する意味もありますが、一般には菅原道真公をお祭りしてある天満宮の名称として知られています。

菅原道真は、宇多天皇(八八七―八九七)の信任を受け、右大臣にまで昇任しましたが、藤原時平等の讒言(ざんげん)によって、九州の大宰府に流配され(醍醐天皇の延喜元年〓九〇一)、その三年に配所で故くなりました。詩文と書に勝れ、書では、小野道風、僧空海と共に筆の三聖と称えられております。また、東風吹かば、香いおこせよ、の和歌や、去年の今夜清涼待すから始まる九月十三夜の漢詩は、よく人々に知られています。死後、時平等の讒言であることが分った村上天皇の天曆年間(九四七―九五七)に、流配を許され、京都の北野に天満天神

として祭られました。この経緯については、将門・純友の乱にまつわる、道真の怨霊鎮撫説も伝えられており、昔から、菅公、菅丞相等と称され、特に延享三年(一七四六)に浄瑠璃 菅原伝授手習鑑(じょうるり、すがはらでんじゆ

てならいかみ)が、武田出雲等の合作として公演された影響等もあったのでしようか、学問の神様、子供を護る神様としての印象が人々の心に浸透してきました。そして、天満宮以外の鎮守様の境内には、何処かに、きつと天神様の祠が建って、子供達の神様となっていました。子供達は、道真公の命日といわれる二十五日には、それぞれ、米や味噌、醤油、その他炭や薪、幾らかの調味料代等を持ち寄って、混ぜ飯、握り飯等を自分

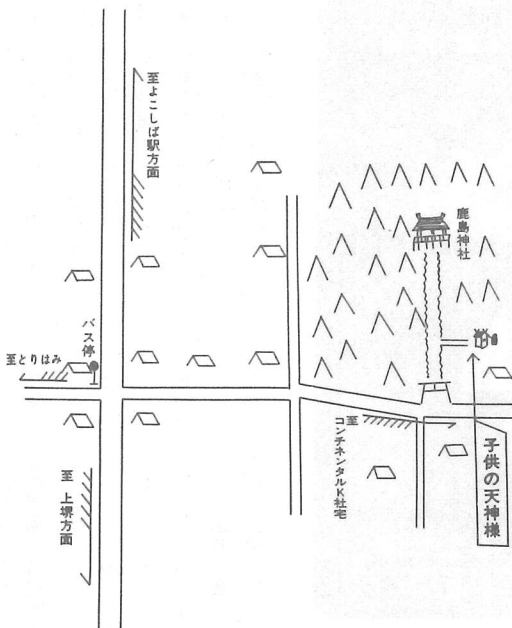
達の手で作り、まず、打揃って天神様にお供えした後で会食を行います。来月の打合せや自分達の行事の話合い等また、石蹴り其他の遊戯を楽しみ、時には、習字の作品展等も行なっていたのです。謂はば自主的な子供会の草分け、という訳だったと思います。この行事を何時か、天神講と呼んでいました。命日に行なうということについては、日曜日を利用するようになったこと等から次第に別の日に変わってはいましたが、行事そのものは終戦後も続いていたようです。しかし、食糧事情の困難其他で、誰もが同じ条件で集ることが出来なくなり、また、大人が面倒を見てくれる子供会の誕生や、信仰的な面が薄くなって来たりして、天神講の話も出なくなり、天神様の

祠も草群に隠れてしまふのか、と思われましたが、最近になり、ちらほらと、その祠の手入れが始まり中にはコンクリート等で社殿風の祠を献納した所もあります。やはり昔を忍ぶ心の集りでしょうか、孫を抱き、子供と連れ立って鎮守様に参詣の折、ふと立ち止った天神様の祠の前で、遠い子供時代の天神講の思い出にふけるのも、また、たのしいものだと思います。○写真は、栗山の鎮守様鹿島神社の参道の畔に建っている天神様の祠です。後に隠れる様に見えるのが昔からの、謂所天神講時代のもので、前方社殿風のは最近の建立で正面下床には天満宮と刻んであります。(本稿取材に当り、栗一加瀬実氏の御指導を得ました。)

(町文化財審議会委員小沢春光氏寄稿)



天神様の祠(上)と案内図(下)



# 町が行う新築家屋調査

## 例年どおり八月から実施

家屋を新築したり増改築、または取壊した者について、例年のとおり八月から調査を行います。

この調査は、町が行うもので家屋に課税される固定資産税の適正を期するためのものです。

今回の調査は、昭和五十一年一月以降に建築した家屋、あるいはそれ以前に建築した家屋で調査もれの家屋について行います。

なお、この調査は家屋内部の造りについても調査させていただきますので、よろしく御協力下さいますようお願いいたします。

○該当者に調べておいて頂くこと  
○家屋の所在地 ○所有者の住

### 建設のあゆみ

6月～7月

#### 完成した事業

- ① 下水道整備工事  
東町吾妻庵脇 93.0m

#### 着工及び工事中の事業

- ① 建築工事  
上小増築工事 578,084㎡
- ② 道路舗装補修工事  
町道鳥喰下・中里線 488.2m
- ③ 道路舗装新設工事  
町道屋形荒場区内線 503.5m  
町道鳥喰新田・上線 449.5m  
町道小堤区内線 213.8m

### 胃ガンの集団検診

#### 七月二十九日から

#### 希望者に

七月二十九・三十日・八月二・六日にかけて大総会館・上界会館役場の三会場で胃ガンの集団検診が行われます。この検診は本人の

希望で行い、四百五十円の受診料を検査当日納めていただきます。

昨年横芝町で行った検診結果では四百二十五名が受診し、更に精密検査を必要とした者は百十名ありました。また、厚生省の調査によるとガンによる死亡者は年々増加し、四十九年の数値では四分間に一人の割合で大切な生命が亡くなっているというところで、確にガンは何の症状もなしに秘かに体を

むしばんでいる恐い病気かも知れません。しかし、医学の進んでいる今日では、早期発見、早期治療さえすれば決して恐い病気ではなくなっております。

そこで、なお一層多くの皆様にこの検診を受けてもらい一人でもガンの犠牲者が出ないようにしたいものです。

### 高令者の医療受給者証

#### 七月一日からは

#### オレンヂ色

老人医療費受給者証(七十歳以上及び六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人に交付される受給者証)が七月一日から変りました。

新しい受給者証は、前回の緑色からオレンヂ色に変わり有効期間は七月一日から来年の六月三十日までとなっております。

この受給者証の交付を受けた者



### 横芝句会六月例会

土屋 栗水  
見覚えの水盤の疵古りにけり  
石川 奇水  
水盤や日々を静かに暮しゆく

土屋 栗舟  
牡丹彫る青銅水盤父祖ゆずり

若梅あやめ  
夜をかけて習いなどされ夏の月  
藤代 ゆう

斉藤砂丘子  
児が活ける水盤日毎花を変え

鈴木 南知  
釣り人の帽子陽に映ゆ夏の月

宇井 一葉  
読むことを止めて水盤に目を休め

対岸に泳ぐ蛇あり夏の川  
が医療を受ける場合は、老人医療費受給者証と他の保険証(国保又は社会保険)を医療機関の窓口へ提出してください。

し尿汲取料の未納者は  
納めても再開が遅れます

し尿を衛生的に処理するには多額の費用がかかりますが、その費用は利用者からいただく手数料収入でまかなわれています。

### し尿汲取料の未納者は 納めても再開が遅れます

し尿を衛生的に処理するには多額の費用がかかりますが、その費用は利用者からいただく手数料収入でまかなわれています。

したがって、手数料の滞納が多

木下石果子  
水盤の水吸いに来し小さき蝶

安井ゆずる  
渚洗う波のやさしく夏の月

佐久間実枝子  
杉木立ひくくも見たり夏の月

三枝 句城  
水盤に客の団扇の風及ぶ

池田 和代  
深ぶかたとわら屋根眠る夏の月

原 ひさし  
暁月に声含ませて青葉寸莖

土屋 蘿月  
水盤に師匠の右手そつと添え

伊藤 保人  
香をきく水盤の水も更えにけり

林 義村  
窓明けて汐風入るる夏の月

木下 孝子  
水盤のふちかけしま花活けぬ

次回期日 七月五日

兼題 鱒・土用

いとし尿収集の仕事をして行くにも大きな影響があります。また、手数料をきちんと納めている人達にも迷惑をかけることにもなりますので、納期内に必ず納めて下さるようお願いいたします。

なお、再三の督促にもかかわらず手数料を納めない場合は汲取を中止します。この場合、中止の手続き後、手数料を納めてもすぐに汲取作業を再開することが出来ませんのであらかじめご承知お下さるようお願いいたします。